

**岐 阜 県 に お け る 特 定 建 設 資 材 に 係 る
分 別 解 体 等 及 び 特 定 建 設 資 材 廃 棄 物
の 再 資 源 化 等 の 促 進 等 の 実 施 に 関 す
る 指 針 (建 設 リ サ イ ク ル 法 の 実 施 に
係 る 岐 阜 県 指 針)**

岐 阜 県

目 次

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向	9
1 地域の特性	1
(1) 自然環境	1
(2) 経済	2
(3) 社会	5
2 建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況	7
(1) 建築物の現状及び解体工事等の状況	7
(2) 土木工作物の現状及び解体工事等の状況	12
(3) 特定建設資材廃棄物の発生量の見込み	16
(4) 再資源化施設の立地状況及び稼働状況	22
(5) 最終処分場の立地状況及び残存容量	23
(6) 地域の実情に応じた分別解体等及び再資源化等の方向	24
(7) 条例により定める建設工事の規模に関する基準の考え方	26
(8) 条例により定める距離に関する基準の考え方	29
建設資材廃棄物の排出抑制のための方策	
1 地域の社会経済情勢等を踏まえた関係者の役割分担のあり方	31
(1) 基本的なあり方	31
(2) 関係者の役割分担	31
2 排出抑制に特に配慮すべき地域	32
特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	
1 地域の状況を踏まえた再資源化等の目標等	33
(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標	33
(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向	33
(3) その他の建設資材廃棄物の再資源化等の方向	34
(4) 建設資材廃棄物の適正な処理の方向	35
2 再資源化施設の立地を特に促進すべき地域	36
再資源化により得られた物の利用の促進のための方策	
1 基本的な考え方	37
2 関係者の役割	37
3 公共工事における利用の目標	37
4 地域の産業における利用の方向	38
分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及	
1 地域での学校・社会教育における普及方法	39
2 地域での広報・啓発活動に関する方策	39

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

1 地域の特性

(1) 自然環境

本県は、日本列島のほぼ中央に位置しており、内陸県で周りを7県に接している海無し県である。山岳地帯の「飛騨地方」と平野部の「美濃地方」とは対照的な自然と異なる風土を育んでおり、古くから「飛騨の山、美濃の水」という意味で「飛山濃水」の地と言われている。

東部県境には、海拔3000mを越す山々を連ねた飛騨山脈や乗鞍岳、御嶽山がある。西部県境には、海拔2000m内外の両白山地等があり、これらの山地の間に飛騨高地がある。

南部は、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川を中心に多くの清流が広大な濃尾平野に流れており、海拔0m地帯を抱える水郷地帯に及んでいる。

本県の面積は1万596km²と国土の2.8%を占め、全国第7位の広さとなっており、このうち高度1000m以上の高地が4分の1を占めている。また、森林面積は県土の81.9%（全国第2位）を占めており、豊かな自然に恵まれている。一方、可住地面積は県土の19.6%（全国第45位）であり土地利用の制約は大きくなっている。

表1-1-1 本県の地勢

指標名	指標値	順位	資料
総面積 (km ²)	10,595.75	7	全国都道府県市区町村別面積調
森林面積率 (%)	81.9	2	林業統計要覧
可住地面積率 (%)	19.6	45	総務省統計局推計
高度1000m以上面積率 (%)	25.4	5	国土数値情報
高度100m未満面積率 (%)	9.8	43	

表1-1-2 圏域別の状況

(単位; km²)

区分	総面積	森林面積	可住地面積	資料
岐阜圏域	992.55	588.50	403.45	全国都道府県市区町村別面積調
西濃圏域	1,430.99	997.61	430.77	
中濃圏域	2,454.91	2,028.43	419.42	県森林課「岐阜県森林・林業統計書」
東濃圏域	1,538.26	1,173.08	354.52	
飛騨圏域	4,181.26	3,882.18	470.46	総務省統計局推計

上記の起伏に富んだ地形が本県の気候を特徴づけ、美濃から西南濃地域は年平均気温15.1度（岐阜市）と温暖な地域にあり、奥美濃から中濃・東濃地域は準高冷地、飛騨地域は年平均気温10.4度（高山市）と寒冷で内陸的性格が強くなっている。また、年間の降水量は、概ね1700mm～3300mmの範囲内にある。

こうした複雑な地形と気候の影響を受け、貴重な植物が繁茂し、植物相も9つの型に分類されるなど豊かな植生となっている。

また、森林などの生息環境に恵まれていることから、本州各地に共通する温帯の鳥獣、昆虫類、淡水魚類を豊かに認めることができ、特に、カモシカ、ツキノワグマ、シカ、イノシシといった大型の獣類が広範囲で生息していることは、本県の自然環境の豊かさのあかしでもある。

(2) 経済

ア 県内総生産

平成10年度の県内総生産額は7兆3078億円で、経済成長率は名目0.0%増、実質0.9%減と、実質では、過去最低の伸びを記録した平成9年度(2.4%減)に続き、2年連続のマイナス成長となった。

産業別にみると、主要産業である製造業が窯業・土石製品製造業や金属製品製造業の落ち込みにより3.6%減となったことなどから、第2次産業で2.9%減少した。また、卸売・小売業も、個人消費が引き続き低調に推移したことなどから2.5%減となった。一方、情報サービス業を始めとする対事業所サービスが高めの伸びを示したため、サービス業は3.4%増となり、第3次産業は1.4%増となった。

県内総生産を産業構成別にみると、製造業の構成比が最も大きく26.8%、次いでサービス業16.0%、卸売・小売業13.1%となっている。

産業構造を全国と比較してみると、本県は第2次産業の構成比が高く、中でも製造業に特化した構造となっている。一方、サービス業の構成比が低いことなどから、第3次産業の構成比は低くなっている。

表1-2 経済活動別県内総生産

【実 額】 (単位：億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第1次産業	1,183.0	1,132.3	1,113.5	1,022.4	989.1
第2次産業	27,210.9	27,620.1	28,424.4	27,212.9	26,410.5
第3次産業	43,575.7	44,744.5	47,181.8	47,725.7	48,399.7
(控除) 帰属利子等	2,335.0	2,525.0	2,758.8	2,894.1	2,721.8
県内総生産	69,634.6	70,971.9	73,961.0	73,066.9	73,077.5

【対前年度増加率】 (単位：%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第1次産業	6.7	4.3	1.7	8.2	3.3
第2次産業	2.8	1.5	2.9	4.3	2.9
第3次産業	2.0	2.7	5.4	1.2	1.4
(控除) 帰属利子等	20.8	8.1	9.3	4.9	6.0
県内総生産	0.4	1.9	4.2	1.2	0.0

【構成比】 (単位：%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第1次産業	1.7	1.6	1.5	1.4	1.4
第2次産業	39.1	38.9	38.4	37.2	36.1
第3次産業	62.6	63.1	63.8	65.3	66.2
(控除) 帰属利子等	3.4	3.6	3.7	3.9	3.7
県内総生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 第1次産業：農業、林業、水産業

第2次産業：鉱業、製造業、建設業

第3次産業：上記以外の産業等

資料) 県統計調査課「岐阜県の県民経済計算結果」

イ 県民所得

平成10年度中に、生産活動に対して、生産要素（土地、労働、資本等）を提供した県内居住者（家計、企業、政府等）が、その対価として受け取った所得の総額である県民所得は6兆2005億円で、3.1%減と過去最大の減少幅となった。

県民所得を県の総人口で除して算出される1人当たりの県民所得は293万1千円で、3.3%の減少となり、1人当たりの国民所得に対する割合では97.7%となっている。

表1-3 県民所得（分配）

【実額】 (単位：億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
雇用者所得	41,657.0	42,676.3	43,542.4	44,178.4	43,818.4
財産所得	6,361.5	5,417.1	4,453.1	4,280.1	4,047.6
企業所得	13,209.0	13,590.6	16,009.9	15,543.5	14,138.7
県民所得	61,227.5	61,683.9	64,005.5	62,002.5	62,004.7

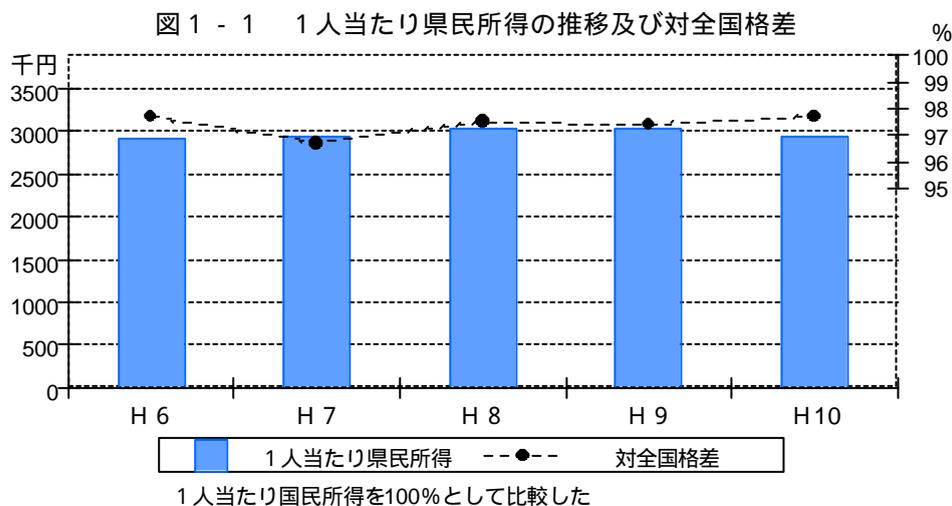
【対前年度増加率】 (単位：%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
雇用者所得	2.5	2.4	2.0	1.5	0.8
財産所得	9.6	14.8	17.8	3.9	5.4
企業所得	2.5	2.9	17.8	2.9	9.0
県民所得	0.0	0.7	3.8	0.0	3.1

【構成比】 (単位：%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
雇用者所得	68.0	69.2	68.0	69.0	70.7
財産所得	10.4	8.8	7.0	6.7	6.5
企業所得	21.6	22.0	25.0	24.3	22.8
県民所得	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料) 県統計調査課「岐阜県の県民経済計算結果」



ウ 県内総支出

平成10年度中に生み出された付加価値がどのように使われたかを推計する県内総支出（実質）は7兆1709億円で、2.8%減と大幅に減少した。これは、その約5割を占める民間最終消費支出が実質で9年度に引き続き減少したことが大きい。しかし、県内総資本形成は民間投資の増加により対前年度で増加に転じた。

表1 - 4 県内総支出（実質）

【実 額】

（単位：億円）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
民間最終消費支出	36,400.2	37,171.5	38,391.9	37,109.4	36,953.6
政府最終消費支出	6,369.4	6,512.1	6,722.7	6,883.9	7,069.2
県内総資本形成	20,767.0	20,856.1	22,839.3	21,332.6	22,073.7
財貨・サービスの移出入	6,752.8	6,592.5	6,722.4	8,419.1	5,612.4
県内総支出	70,289.4	71,132.2	74,676.3	73,745.0	71,708.9

【対前年度増加率】

（単位：%）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
民間最終消費支出	1.2	2.1	3.3	3.3	0.4
政府最終消費支出	4.3	2.2	3.2	2.4	2.7
県内総資本形成	5.6	0.4	9.5	6.6	3.5
財貨・サービスの移出入	18.4	2.4	2.0	25.2	33.3
県内総支出	0.4	1.2	5.0	1.2	2.8

【構成率】

（単位：%）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
民間最終消費支出	51.8	52.3	51.4	50.3	51.5
政府最終消費支出	9.1	9.1	9.0	9.4	9.9
県内総資本形成	29.5	29.3	30.6	28.9	30.8
財貨・サービスの移出入	9.6	9.3	9.0	11.4	7.8
県内総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料) 県統計調査課「岐阜県の県民経済計算結果」

(3) 社会

ア 人口

平成12年10月1日現在の本県の人口（平成12年国勢調査）は、210万7687人（男102万2139人、女108万5548人）で、全国の1.7%を占め、全国第18位である。

前回国勢調査の平成7年（210万315人）に比べ7372人、0.4%の増加となった。なお、この増加率は過去最低である。

また、市町村別に人口増減（平成7～12年）をみると、99市町村のうち61市町村が減少しており、平成2～7（減少市町村数：51）よりその数は増加している。

平成12年10月1日現在の本県の総世帯数は、68万180世帯で、平成7年に比べ3万4839世帯、5.4%の増加となった。

また、1世帯当たり人員は3.10人で、全国（2.70人）より多くなっているが、平成7年（3.25人）を0.15人下回っており、世帯規模の縮小が続いている。

地域（広域市町村圏）別に1世帯当たり人員をみると、揖斐地域（3.53人）、郡上地域（3.34人）が多く、逆に岐阜地域（2.92人）、飛騨地域（3.08人）で少なくなっている。

岐阜県人口動態統計調査による平成12年（平成11年10月1日～平成12年9月30日）の出生数は2万536人（出生率0.97%）、死亡数は1万6702人（死亡率0.79%）で、自然増加数は3384人（自然増加率0.18%）となった。

出生率は、昭和48年の第2次ベビーブームのピーク時のほぼ半分まで低下しているが、近年はほぼ横ばいとなっている。また、死亡率もやや増加傾向にあるものの、ほぼ横ばいとなっている。

平成11年10月1日から平成12年9月30日までの1年間の転入者数は9万403人、転出者数は8万8853人であった。このうち、県外から本県への転入者数は4万8482人、本県から県外への転出者数は4万6932人で、差し引き1550人の社会増加となり、3年ぶりの転入超過となった。

移動理由別に転入転出差をみると、住宅事情が2004人の転入超過となっているが、平成2年をピークに一貫して減少している。一方、転出超過となっているのは職業上（2416人）、学業上（1618人）、結婚・離婚・縁組（1551人）などである。

表1 - 5 人口・世帯

（単位：人、世帯、%）

区分	人口	人口増減率	総世帯数	平均世帯数	老年人口割合
県計	2,107,687	0.35	680,180	3.10	17.5
岐阜圏域	794,689	0.30	272,123	2.92	15.5
西濃圏域	393,636	0.09	119,370	3.30	17.2
中濃圏域	388,106	1.64	120,892	3.21	18.6
東濃圏域	361,557	0.14	112,997	3.20	18.8
飛騨圏域	169,699	0.67	54,798	3.10	22.5
全国	126919288	1.07	47030954	2.70	16.7

資料) 総務省「国勢調査」、県統計調査課「岐阜県人口動態統計調査」

イ 人口密度

平成12年10月1日現在の本県の人口密度（平成12年国勢調査）は、199人/k㎡で全国第31位である。

前回国勢調査の平成7年（198人/k㎡）に比べ横這いで推移している。圏域別でみると、岐阜圏域が最も人口密度が高く、飛騨圏域が低くなっている。

表1-6 人口密度

（単位：人/k㎡）

区分	県計	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	全国
人口密度	199	800	275	158	235	41	340

資料）総務省「国勢調査」

ウ 住宅

平成10年住宅・土地統計調査によると、本県の総住宅数は74万1100戸で、居住世帯のある住宅についてその建て方別にみると、一戸建が76.3%を占め最も多く、次いで共同住宅が19.7%、長屋建3.6%の順になっている。

居住世帯のある住宅のうちその所有関係をみると、持ち家の割合は73.5%（全国第8位）で、全国の60.3%を大きく上回っている。

また、住宅の広さをみると、1住宅当たりの居住室数は6.23室（全国4.79室）、同居住室の畳数は43.28畳（全国31.77畳）、同延べ面積は120.90㎡（全国92.43㎡）、1人当たりの居住室の畳数は13.46㎡（全国11.24）となっており、いずれも全国を大きく上回っている。

表1-7-1 本県の住環境

指標名	指標値	順位	全国
持ち家住宅率（%）	73.5	8	60.3
1住宅当たり延べ面積（㎡）	120.90	12	92.43
1人当たり居住室の畳数（畳）	13.46	5	11.24
木造率（防火木造を含む）（%）	74.5	25	64.4
一戸建率（%）	76.3	13	57.5
共同住宅率（%）	19.7	34	37.8

資料）総務省「住宅・土地統計調査」

表1-7-2 圏域別の持ち家状況

（単位：%）

圏域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
持ち家住宅率	65.0	78.2	81.2	78.7	78.6

資料）総務省「平成7年国勢調査」

2 建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況

(1) 建築物の現状及び解体工事等の状況

ア 建築物の構造別の分布状況

平成10年住宅・土地統計調査によると、本県の総住宅数のうち木造は71.8%を占めている。また、市別及び町村(人口2万人以上)別で見ると全体で木造は70.6%、市別では岐阜市の木造が61.4%と最も低く、市町村別では穂積町の木造が48.0%と最も低い。

表2-1-1 住宅の構造別状況

(単位:戸、%)

	居住世帯のある住宅		居住世帯のない住宅		合計	
木造	483,700	74.5	48,200	-	531,900	71.8
非木造	165,300	25.5	43,900	-	209,200	28.2
合計	649,000	100	92,100	-	741,100	100

資料)総務省「住宅・土地統計調査」

表2-1-2 市及び人口2万人以上町村における

住宅の構造別状況

(単位:戸、%)

	岐阜市		大垣市		高山市		多治見市	
木造	87,360	61.4	30,910	63.9	18,310	83.0	24,550	76.9
非木造	54,880	38.6	17,490	36.1	3,760	17.0	7,360	23.1
合計	142,240		48,400		22,070		31,910	

	関市		中津川市		美濃市		瑞浪市	
木造	15,610	71.9	13,970	82.4	6,240	85.2	9,290	80.1
非木造	6,100	28.1	2,980	17.6	1,080	14.8	2,310	19.9
合計	21,710		16,950		7,320		11,600	

	羽島市		恵那市		美濃加茂市		土岐市	
木造	14,700	78.1	8,650	81.5	9,880	67.0	14,400	76.1
非木造	4,110	21.9	1,960	18.5	4,860	33.0	4,530	23.9
合計	18,810		10,610		14,740		18,930	

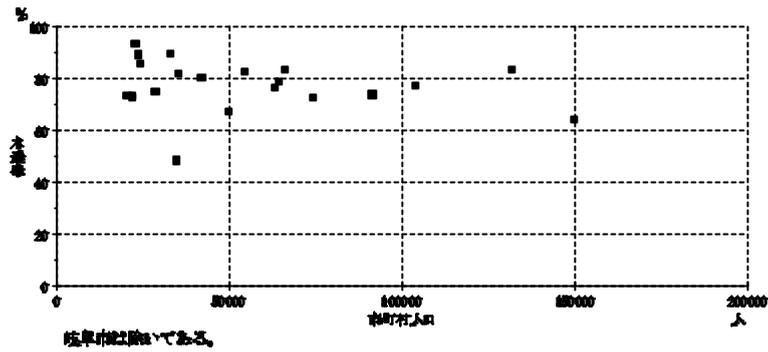
	各務原市		可児市		岐南町		笠松町	
木造	29,850	74.2	19,860	73.4	5,280	73.0	4,780	72.4
非木造	10,390	25.8	7,200	26.6	1,950	27.0	1,820	27.6
合計	40,240		27,060		7,230		6,600	

	養老町		垂井町		神戸町		大野町	
木造	7,540	89.2	6,610	74.4	4,370	72.8	5,610	93.2
非木造	910	10.8	2,280	25.6	1,630	27.2	410	6.8
合計	8,450		8,890		6,000		6,020	

	池田町		穂積町		合計	
木造	5,400	88.7	6,120	48.0	349,290	70.6
非木造	690	11.3	6,620	52.0	145,320	29.4
合計	6,090		12,740		494,610	100.0

資料)総務省「住宅・土地統計調査」

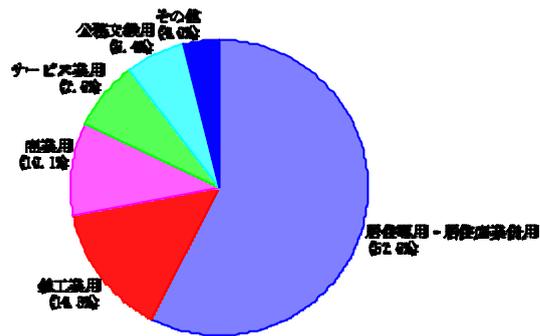
図2-1 前記21市町村の人口規模と住宅構造の状況



また、本県の平成12年度の着工建築物の延べ床面積は、3,522千㎡となっている。

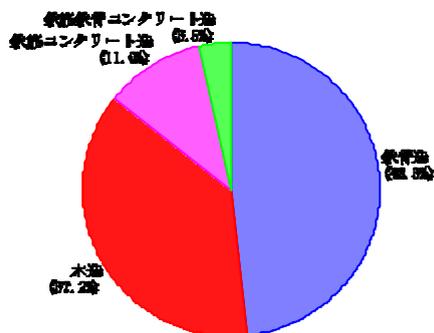
用途別では、居住系が57.6%を占め、鉱工業用14.3%、商業用が10.1%等となっている。構造別では、鉄骨造が48.3%、木造が37.2%、鉄筋コンクリート造が11.0%等となっている。建築主別では、個人が51.4%、会社・団体が40.2%、国・県・市町村が8.4%となっている。

図2-2 用途別の床面積



資料) 県建設部調査課調べ

図2-3 構造別の床面積



資料) 県建設部調査課調べ

イ 建築物の建築年別の分布状況

平成10年住宅・土地統計調査によると、本県の建築時期の判明している住宅総数は643,000戸である。このうち、昭和40年代後半から50年代半ばまでに建築された住宅数が全体の4分の1を占め、これに昭和50年代後半から平成2年までに建築された住宅数が続き、双方の合計で5割を超える。

表2-2 住宅の建築年別ストック数

(単位：戸、%)

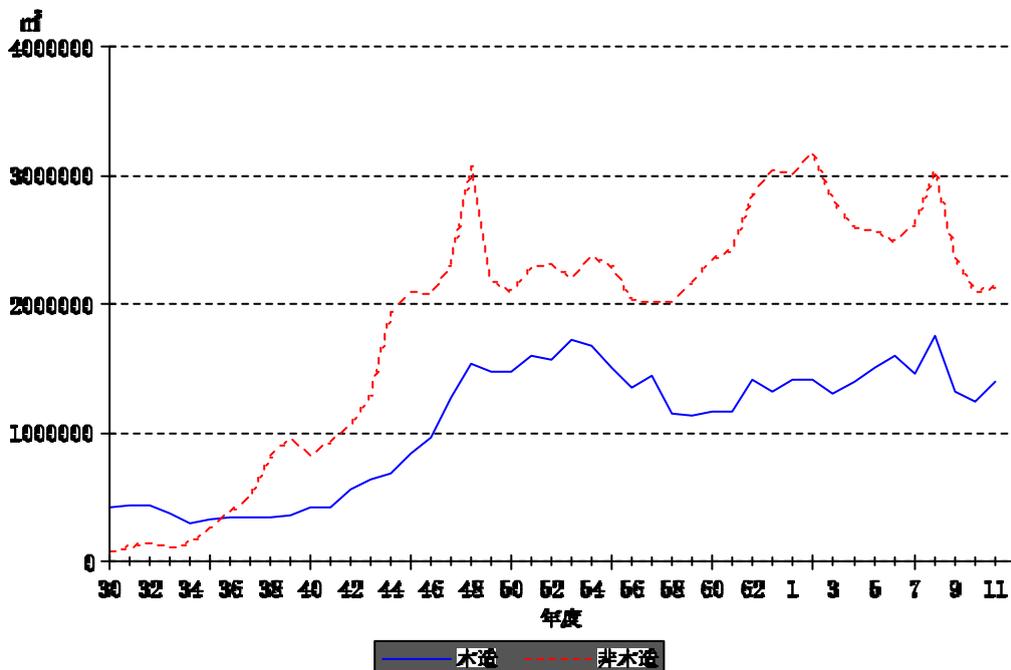
建築時期	終戦前	終戦時～S35	S36～S45	S46～S55	S56～H2
戸数	41,100	58,900	90,600	169,300	151,000
構成比率	6.4	9.1	14.1	26.3	23.5

建築時期	H3～H7	H8・H10.9	合計	建築年不詳	合計
戸数	82,100	50,000	643,000	6,000	649,000
構成比率	12.8	7.8	100.0		

資料) 総務省「住宅・土地統計調査」

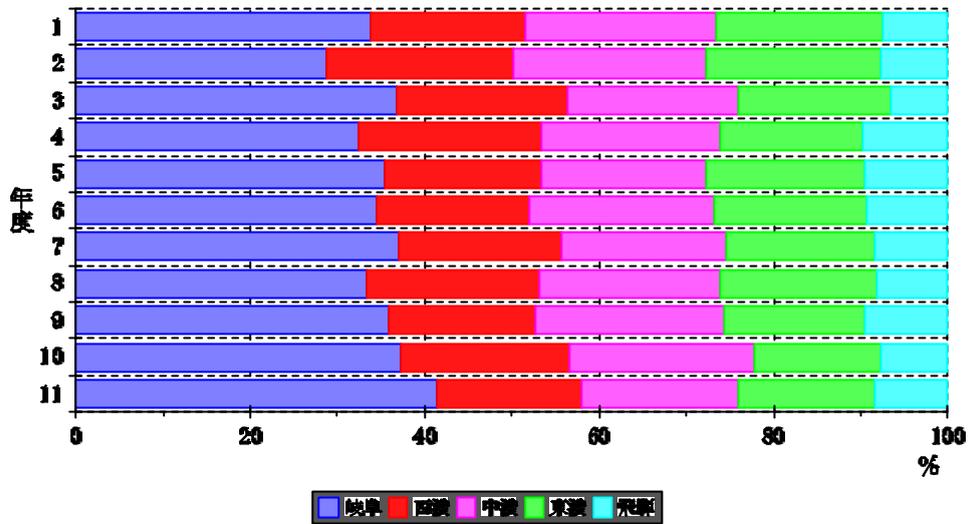
本県の現在までの建築物着工床面積の推移をみると、昭和30年代の半ばに木造と非木造との比率は逆転し現在に至っている。また、昭和40年代以降床面積は急激に増加しており、上記の住宅の建築年別ストック数(表2-2)を裏付けている。木造及び非木造を合わせた総面積でみた顕著なピークは、昭和48年度の460万㎡、平成2年度の458万㎡及び平成8年度の479万㎡である。

図2-4 建築物着工床面積の推移



資料) 国土交通省「建築統計年報」

図 2-5 圏域別の建築物着工床面積の推移



ウ 建築物の解体工事等の状況

本県における解体工事の状況は表 2 - 3 のとおりであり、構造別では木造の棟数が非木造の棟数の 5 ~ 7 倍、床面積でも 2 ~ 4 倍に上っている。なお、建築物の解体工事は新築工事に伴い施工されることが多いことから、解体工事の推移は建築物着工と同じ動向を示す傾向がある。

表 2 - 3 建築物の除却状況

(単位: 棟、㎡)

区分		H 7	H 8	H 9	H 10	H 11
木造	棟数	5,211	6,395	4,086	4,032	4,230
	床面積	527,842	678,276	425,696	414,255	448,666
非木造	棟数	1,071	1,155	834	651	641
	床面積	205,935	202,463	143,424	129,912	135,825
合計	棟数	6,282	7,550	4,920	4,683	4,871
	床面積	733,777	880,739	569,120	544,167	584,491

注) 除却建築物とは老朽、増改築等により除却される建築物を指し、災害(火災、風水災、震災等)により失われた建築物は含まない。

資料) 国土交通省「建築統計年報」

表 2 - 4 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例に基づく建築物解体届出状況

圏域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	岐阜市	合計
H 12	153	126	140	79	244	231	973
累計	208	211	197	97	277	335	1325

注) 条例施行日 平成 11 年 12 月 15 日

資料) 県廃棄物対策課調べ

条例第 26 条(建築物解体工事施工者の届出義務)

建築物の解体工事の施工者は、当該解体工事の施工に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法その他規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、当該解体工事に係る部分の床面積の合計が規則で定める面積(100㎡)以下である場合は、この限りでない。

本県における新築工事の状況は表 2 - 5 のとおりであり、平成11年度は棟数、床面積とも3期ぶりに増加した。ただし、圏域別にみていくと東濃圏域は棟数の減少が続いており、西濃圏域及び中濃圏域は床面積が減少するなど地域によって事情が異なる。なお、建築物、特に住宅の着工件数は経済情勢の影響を受けるといわれ、本県においてもその傾向がみられる。

表 2 - 5 圏域別の建築物着工状況

(単位：棟、㎡)

区 分	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	
岐 阜	棟 数	6,591	7,280	5,765	5,307	5,736
	床面積	1516429	1596457	1315001	1245524	1458464
西 濃	棟 数	3,709	4,283	3,211	3,063	3,190
	床面積	759,887	955,785	619,529	643,385	583,669
中 濃	棟 数	4,039	4,571	3,426	3,352	3,422
	床面積	770,351	987,642	794,354	707,455	626,370
東 濃	棟 数	3,933	3,953	3,055	2,748	2,721
	床面積	701,681	862,602	590,555	485,037	547,450
飛 騨	棟 数	1,488	1,671	1,484	1,317	1,338
	床面積	338,728	389,263	351,670	256,730	296,910
経済成長率	1.2%	5.0%	1.2%	2.8%	2.3%	

資料) 国土交通省「建築統計年報」

県統計調査課「岐阜県の県民経済計算結果(平成11年度分は速報値)」

(2) 土木工作物の現状及び解体工事等の状況

ア 土木工作物の状況

本県の道路網は、広域的な幹線道路として名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道と21号、41号、156号等の一般国道21路線、地域の幹線道路として主要地方道74路線と一般県道214路線、そして生活道路としての市町村道7万9024路線から成っており、その総延長は平成11年4月1日現在で2万9189kmとなっている。

表2-6 県内道路の現況

(単位：km、%)

道路種類	路線数	実延長	改良		舗装		
			延長	率	延長	率	
一般国道	指定区間	6	434.6	434.6	100	434.6	100
	指定区間外	16	1079.0	731.9	67.8	1022.6	94.8
	計	21	1513.6	1166.6	77.1	1457.2	96.3
県道	主要地方道	74	1436.0	885.2	61.6	1378.5	96.0
	一般県道	214	1658.6	753.4	45.4	1572.2	94.8
	計	288	3094.6	1638.6	53.0	2950.6	95.3
市町村道	79024	24422.7	11624.2	47.6	17347.6	71.0	
一般道路計	79333	29030.9	13262.8	45.7	21755.4	74.9	
高速自動車道	3	157.9	157.9	100	157.9	100	
合計	79336	29188.8	13420.7	-	21913.3	-	

道路種類	橋りょう		トンネル		
	箇所数	延長	箇所数	延長	
一般国道	指定区間	438	20.1	19	6.7
	指定区間外	1156	32.6	80	40.7
	計	1594	52.8	99	47.4
県道	主要地方道	1459	39.9	20	3.6
	一般県道	1521	28.5	32	9.3
	計	2980	68.4	52	13.0
市町村道	20467	179.6	47	5.7	
一般道路計	23447	300.8	198	66.1	
高速自動車道	150	22.8	26	22.6	
合計	23597	323.6	224	88.7	

注)平成11年4月1日現在

改良済欄は県道以上は車道幅員5.5m以上、市町村道は5.5m未満を含む延長で算出
舗装は簡易舗装を含む。

一般国道の路線数は156号が重複しているため計と一致しない。

資料)国土交通省「道路統計年報」

本県は、非常に急峻で変化に富んだ地形に加え、多種多様な地質は脆弱で崩壊しやすく、大雨の時には土砂災害が発生する危険性が高いという性質がある。

砂防施設は、こうした土砂災害から地域住民の生命や財産を守るため整備されており、本県の現況は表2-7のとおりである。

表 2 - 7 砂防施設の現況

(単位：基、m、ha)

水系名	ダム	床固	溪流保全工		山腹工		護岸工	
			箇所	延長	箇所	面積	箇所	延長
木曾川	2506	1969	639	240260.8	188	74.6	870	381642.7
庄内川	188	262	43	21658.6	6	1.7	77	38104.5
矢作川	77	10	18	4405.8	2	2.0	26	656.0
神通川	321	122	70	27389.3	13	5.0	84	19585.8
庄川	30	5	14	1928.1	5	2.0	10	6955.0
九頭竜川	39	1	2	199.0	1	0.8	2	100.0
合計	3161	2369	786	295841.6	215	86.1	1069	447044.0

注)平成13年3月31日現在

資料)県砂防課調べ

本県は、豊かな森林と水資源に恵まれており、それを有効に活用するため古くからダム建設が盛んで、現在のダム数は建設中を含めて約100を数え、全国でも有数の水源県となっている。

表 2 - 8 水系別目的別ダム数

水系名	ダム数	竣工済	目的(重複)					
			洪水調整	不特定	かんがい	上水	工水	発電
木曾川	68	59	20	9	26	10	6	33
庄内川	14	13	9	1	5	-	-	1
矢作川	3	2	2	2	1	1	1	3
神通川	12	10	4	2	1	2	-	7
庄川	8	8	1	-	1	1	1	8
合計	105	92	36	14	34	14	8	52

注)平成12年4月1日現在

資料)県水資源課調べ

本県の水道普及状況は、平成11年度末現在で給水人口199万3383人、水道普及率94.1%となっている。

また、下水道については、本県の公共下水道の普及率は45.7%、農村下水道及び個人下水道を含む下水道普及率は59.1%となっている。

表 2 - 9 上下水道の普及状況

(単位：%)

区分	水道普及率	公共下水道普及率	農村下水道普及率	個人下水道普及率
岐阜圏域	91.0	54.6	1.4	7.8
西濃圏域	93.9	28.5	2.0	7.3
中濃圏域	97.2	43.7	7.0	14.0
東濃圏域	96.5	49.1	2.1	13.5
飛騨圏域	96.3	40.6	8.7	12.6
合計	94.1	45.7	3.2	10.2
全国	96.4	60.0	-	-

注)平成11年度調査

資料)県上下水道課、県農山村整備課、県廃棄物対策課調べ

本県の都市公園等は、平成11年度末現在で表2-10のとおりであるが、1人当たりの都市公園面積は7.33㎡/人と全国7.93㎡/人を下回っている。

表2-10 都市公園等の現況

(単位：ha)

公園種別	箇所数	面積	公園種別	箇所数	面積
街区公園	874	172.89	墓園	4	50.23
近隣公園	64	101.41	広域公園	3	258.30
地区公園	35	143.40	都市緑地	37	58.66
総合公園	17	269.59	国営公園	1	86.89
運動公園	18	157.95	広場公園	2	0.15
風致公園	28	63.96			
歴史公園	6	2.74	合計	1,089	1,366.17

注)平成12年3月31日現在

資料)県公園緑地課調べ

県内には、7鉄道事業者(第3セクターを含む。)により21路線、620.9kmの鉄道路線(東海道新幹線を除く。)が運行されている。

表2-11 県内の鉄道

区分	路線数	営業キロ
東海道新幹線	1	40.0
東海旅客鉄道	4	303.8
第3セクター鉄道	4	150.4
名古屋鉄道	12	119.4
近畿日本鉄道	1	47.3

イ 土木工作物の解体工事等の状況

土木工事は、建築物の工事と異なり、工事の規模を统一的に示す適切な表現がみあたらないことから工事金額で表示することとする。

平成7年度の工事を対象にした全国規模の建設副産物の実態調査(H7センサス)によると、県内を工事場所とする公共土木工事は5,767億円、民間土木工事は752億円に上る。

また、同調査におけるアンケート集計結果(表2-13)によると、土木工事1万1705件(捕捉率:公共44.9%、民間51.2%)のうち、工事金額別では500万円以上の工事は全体の66.2%であるが、建設廃棄物3品目の搬出量は95.6%を捕捉できる。

表2-12 県内工事種類別規模(H7センサス)

(単位：億円)

工事種別	河川	道路	農林水産	下水道・公園	土地造成	上水道
公共土木	751.0	1789.0	652.0	872.0	28.0	382.0
	災害復旧	その他				合計
	55.0	1238.0				5767.0
工事種別	えん堤	鉄道	土地造成	道路	送配・電線路	管工事
民間土木	21.4	89.8	122.0	33.7	280.5	10.1
	ゴルフ場	構内環境整備	その他			合計
	55.0	9.1	130.5			752.1

表2 - 13 H7センサス総量調査 工事金額別集計

(単位：件、t、%)

区 分		金 額											
		100万円 以上	500万円 以上	1千万円 以上	15百万円 以上	2千万円 以上	25百万円 以上	5千万円 以上	1億円 以上	2億円 以上	3億円 以上	5億円 以上	10億円 以上
公共土木	工事件数	10,498	7,088	4,886	3,809	3,082	2,565	1,133	349	94	45	26	18
	アスファルト塊	312,944	298,289	265,157	231,957	212,439	197,740	119,228	64,254	24,019	9,765	4,722	2,277
	コンクリート塊	162,823	156,479	144,853	133,828	123,256	116,688	88,252	43,308	27,120	20,487	18,184	7,564
	建設発生木材	358	356	356	349	349	349	343	330	63	58	58	50
	3品目搬出量計	476,125	455,123	410,366	366,134	336,044	314,777	207,823	107,892	51,202	30,310	22,964	9.891
民間土木	工事件数	1,207	661	360	271	197	164	101	49	18	14	8	4
	アスファルト塊	5,379	5,152	4,869	4,701	4,545	4,391	3,933	3,057	1,144	1,023	934	934
	コンクリート塊	7,991	7,888	7,527	7,330	6,345	5,548	4,082	3,191	1,569	1,273	795	275
	建設発生木材	1,523	1,401	1,194	962	458	454	402	181	42	0	0	0
	3品目搬出量計	14,893	14,441	13,590	12,993	11,348	10,393	8,417	6,429	2,755	2,296	1,729	1,209
土木工事計	工事件数	11,705	7,749	5,246	4,080	3,279	2,729	1,234	398	112	59	34	22
	アスファルト塊	318,323	303,441	270,026	236,658	216,984	202,131	123,161	67,311	25,163	10,788	5,656	3,211
	コンクリート塊	170,815	164,366	152,380	141,158	129,601	122,236	92,334	46,499	28,689	21,760	18,979	7,839
	建設発生木材	1,881	1,757	1,550	1,311	807	803	745	511	105	58	58	50
	3品目搬出量計	491,018	469,564	423,956	379,127	347,392	325,170	216,240	114,321	53,957	32,606	24,693	11,100
土木工事計 捕捉率	工事件数	100.0	66.2	44.8	34.9	28.0	23.3	10.5	3.4	1.0	0.5	0.3	0.2
	アスファルト塊	100.0	95.3	84.8	74.3	68.2	63.5	38.7	21.1	7.9	3.4	1.8	1.0
	コンクリート塊	100.0	96.2	89.2	82.6	75.9	71.6	54.1	27.2	16.8	12.7	11.1	4.6
	建設発生木材	100.0	93.4	82.4	69.7	42.9	42.7	39.6	27.2	5.6	3.1	3.1	2.7
	3品目搬出量計	100.0	95.6	86.3	77.2	70.7	66.2	44.0	23.3	11.0	6.6	5.0	2.3

注) 端数処理の関係で合計が合わないことがある。

資料) 国土交通省「建設副産物実態調査結果(平成7年度)」

(3) 特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

ア 将来の建設投資の予測

特定建設資材廃棄物の発生量を推計するには、前提として将来の建設投資の予測が重要となる。公共工事は政府建設投資と、民間住宅投資は景気動向と、民間非住宅投資は民間設備投資と、それぞれ関わりが深い。(財)建設経済研究所の予測によると、2001～2010年度(平成22年度)の実質GDP(国内総生産)成長率2.0%で、政府投資が2000年度の水準を維持しても、2010年度の実質建築投資は減少するとしている。また、民間住宅投資は着工戸数で、2000年度121万戸が、2010年度103万戸、2020年度76万戸と予測し、投資ベースでは床面積の増加等により着工ベースの減少よりも緩やかになるとしている。

表2-14 建設投資の予測

(単位：兆円)

	2000年度	ケース1	
		2001-2010年度	2011-2020年度
		GDP成長率 2.0%	GDP成長率 2.5%
		2010年度	2020年度
政府建設投資	31.7	22.7 ~ 27.8	22.7 ~ 27.8
民間建設投資	39.9	35.3	35.0
民間住宅	20.8	16.9	12.9
民間非住宅(建築)	9.9	11.5	14.7
民間非住宅(土木)	9.3	6.9	7.4
合計	71.6	58.0 ~ 63.1	57.7 ~ 62.8

ケース2		(参考)ケース3
2001-2010年度	2011-2020年度	2001-2010年度
GDP成長率 2.0%	GDP成長率 1.5%	GDP成長率 1.0%
2010年度	2020年度	2010年度
22.7 ~ 27.8	22.7 ~ 27.8	22.7 ~ 27.8
35.3	29.4	30.9
16.9	12.6	16.5
11.5	10.2	8.6
6.9	6.6	5.8
58.0 ~ 63.1	52.1 ~ 57.2	53.6 ~ 58.7

注) 95年度価格の実質値である。

2000年度の建設投資は国土交通省「平成13年度建設投資見通し」による。

数値に幅があるのは「政府建設投資」における想定伸び率の違いによる。

四捨五入により千億円単位までの値を示しているため、各項目の合計は一致しない。

資料) (財)建設経済研究所「建設市場の中長期予測(2001年5月)」

イ 建築物の解体工事に伴う発生量

建築物の解体工事に伴い発生する建設資材廃棄物の量は、除却建築物に廃棄物発生原単位を乗じて算出する。

$$\boxed{\text{建設資材廃棄物の発生量}} = \boxed{\text{除却建築物}} \times \boxed{\text{発生原単位}}$$

推計手法

【昭和36～平成12年度分】

除却建築物は新築建築物と廃棄確率から算出する。

新築建築物は建築着工統計調査結果を利用する。

廃棄確率は、建築物の平均寿命（木造約31年、非木造約37年）を基に最大10%とする正規分布を想定する。

$$A_n = (a_i \times DP_n(i))$$

A_n : n年次における除却建築物

a_i : i (s i n)年次に着工された建築物数(床面積)

$DP_n(i)$: i 年次に着工された建築物のn年次における廃棄確率
ここでは、s : 昭和36年 n : 平成12年とする

【将来】

’ と同手法で除却建築物を算出する。

’ 将来の新築建築物は（財）建設経済研究所「建設市場の中長期予測」中ケース1を基に推計する。

’ 上記 及び を適用する。

表2 - 1 5 将来推計に使用する指標

(単位：%)

区分	2000年度	2005年度	2010年度	2015年度	2020年度
政府住宅投資	1.2兆円	0	0	0	0
民間 "	20.8兆円	9.1	10.6	9.7	13.4
住宅着工戸数	121万戸	7.4	8.0	13.6	14.6
住宅着工床面積	117百万㎡	0.5	2.7	8.4	10.7
政府非住宅投資	3.4兆円	1.5	1.5	1.5	1.5
民間 "	9.9兆円	8.1	7.5	13.9	12.2
民間非住宅床面積	59百万㎡	6.3	5.9	13.9	9.8

注) 2005年度及び2015年度の数値は線形補完により算出した。

伸び率は期間全体の数値である。

【昭和35年度以前】

” 除却建築物は残存建築物と除却率から算出する。

” 残存建築物は住宅統計調査結果を利用する。

” 除却率は残存建築物の経年変化を時間回帰により算出する。

$$A_n = ST(n-1) \times RA(n)$$

A_n : n年次における除却建築物

$ST(n)$: n年次における残存建築物

$RA(n)$: n年次における除却率

表2 - 1 6 残存建築物の推移

(単位：戸)

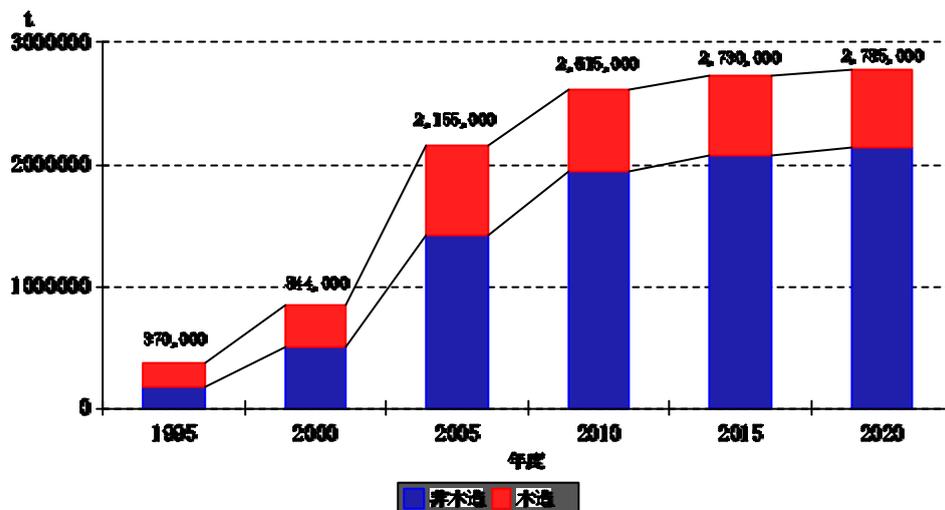
調査時期 建築時期	1978年	1983年	1988年	1993年	1998年
終戦前	112,545	87,153	68,757	58,616	47,370
終戦時～S35	102,165	92,621	79,121	71,505	67,886

注) 建築時期の判明している「人の居住する住宅」総数を空家を含めた住宅総数に置き換えて算定してある。

発生原単位は建設副産物実態調査結果（H7年度）を利用する。

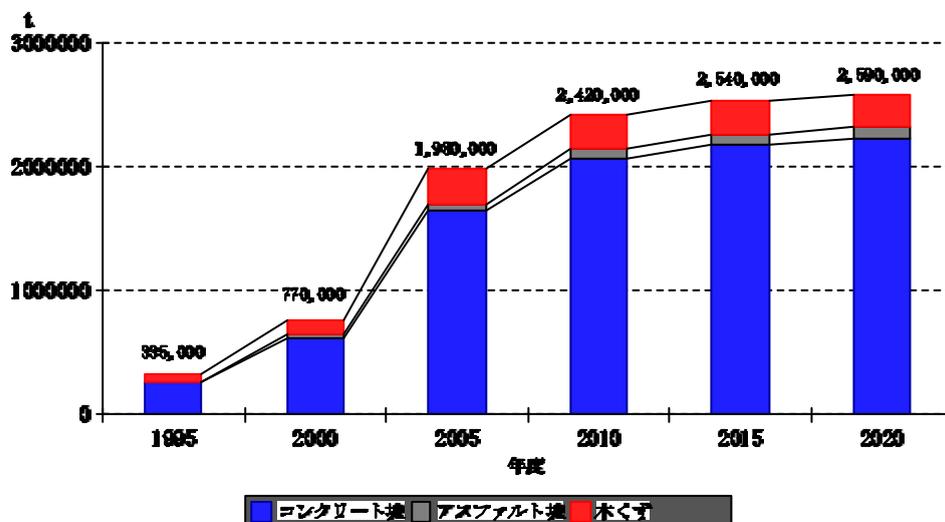
以上の手法により、建築物の解体工事に伴う建設資材廃棄物の発生量の将来推計を行ったところ、2010年度（平成22年度）には1995年度（平成7年度）の7倍に達するという結果が得られた。これは、先に「建築物の建築年別の分布状況（2 - (1)イ）」で触れたとおり、建築物の着工床面積が昭和40年代以降急激に増大し今後これらの建築物が更新期を迎えることによる。また、非木造建築物の解体工事に伴う廃棄物の増大が著しいが、これは非木造建築物の床面積が増大したことと、木造に比べ非木造建築物は解体工事の際により多量の廃棄物が発生することによる。

図2-6 解体工事に伴う建設資材廃棄物の発生量推計



特定建設資材廃棄物に限ってその発生量の将来推計を行うと、コンクリート塊の増大が著しく、2010年度には1995年度の8倍程度に達する見込みである。

図2-7 特定建設資材廃棄物の発生量の将来推計



ウ 建築物の新築工事に伴う発生量

建築物の新築工事に伴い発生する建設資材廃棄物の量は、新築建築物に廃棄物発生原単位を乗じて算出する。

$$\boxed{\text{建設資材廃棄物の発生量}} = \boxed{\text{新築建築物}} \times \boxed{\text{発生原単位}}$$

推計手法

将来の新築建築物は「イ 建築物の解体工事に伴う発生量」で利用した（財）建設経済研究所「建設市場の中長期予測」を基に推計する。

発生原単位は建設副産物実態調査結果（H7年度）を利用する。

以上の手法により、建築物の新築工事に伴う建設資材廃棄物の発生量の将来推計を行ったところ、住宅建設投資は漸減するものの、民間非住宅建設投資の増加を受け非木造建築物が増えると予測されるため、廃棄物発生量は1995年度（平成7年度）から横ばいで推移すると推計される。

図2-8 新築工事に伴う建設資材廃棄物の発生量推計

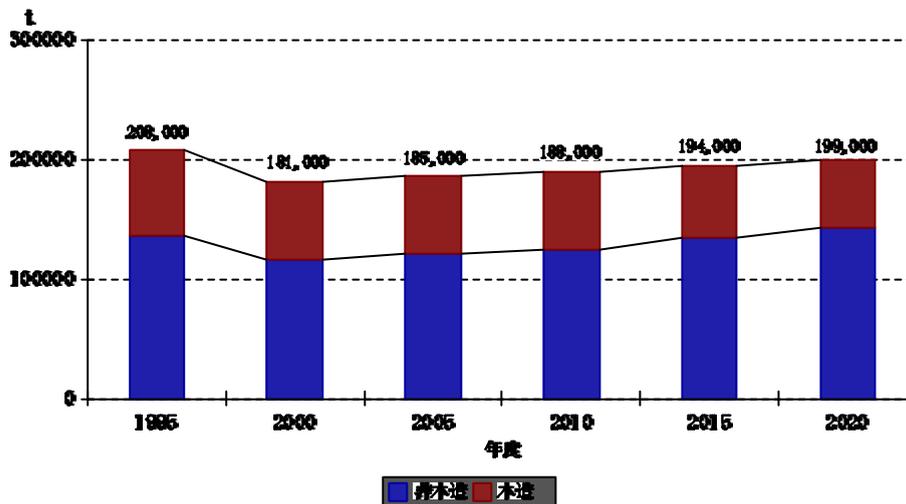
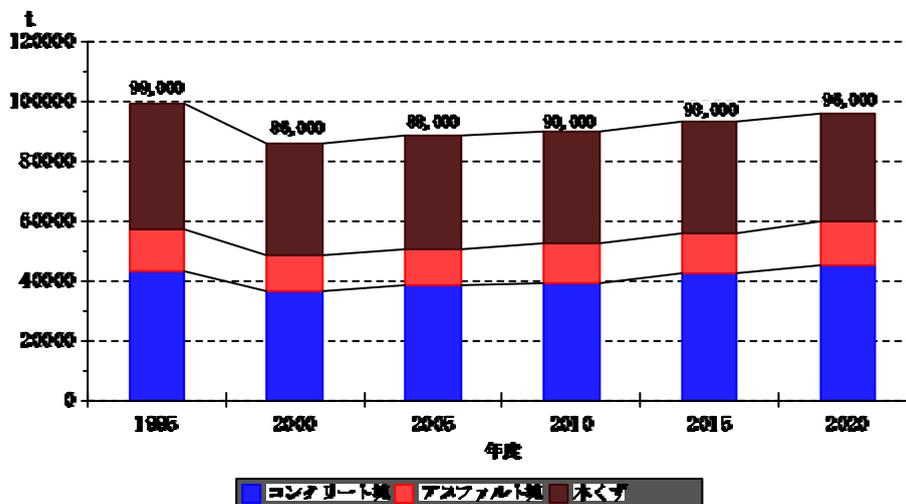


図2-9 特定建設資材廃棄物の発生量の将来推計



エ 土木工作物の工事に伴う発生量

土木工作物の工事に伴い発生する建設廃棄物^{注)}の量は、土木工事の規模（金額）に廃棄物発生原単位を乗じて算出する。

$$\boxed{\text{建設廃棄物の発生量}} = \boxed{\text{土木工事の規模}} \times \boxed{\text{発生原単位}}$$

注) 建設廃棄物は建設建築工事現場から排出される産業廃棄物全般を指す。これに対し建設資材廃棄物とは建設廃棄物のうち建設資材が廃棄物になったものを指す。

推計手法

将来の土木工事の規模は（財）建設経済研究所「建設市場の中長期的予測」を基に推計する。このとき、公共工事は政府建設投資と、民間工事は民間非住宅建設投資（土木）と同一傾向を示すものとする。

発生原単位は建設副産物実態調査結果（平成7年度）を利用する。

表 2 - 1 7 将来推計に使用する指標

(単位 : %)

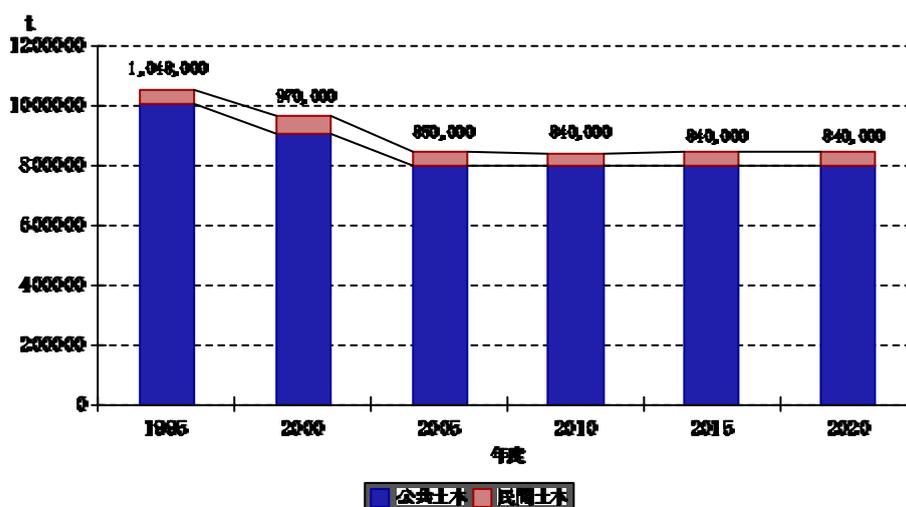
区 分	2000年度	2005年度	2010年度	2015年度	2020年度
政府建設投資	31.7兆円	0	0	0	0
民間非住宅(土木)	9.3兆円	12.9	14.8	4.4	2.8

注) 2005年度及び2015年度の数值は線形補完により算出した。

伸び率は期間全体の数值である。

以上の手法により、土木工作物の工事に伴う建設廃棄物の発生量の将来推計を行ったところ、政府建設投資が2001年度（平成13年度）以降現状維持あるいは抑制傾向となると予測され、民間非住宅建設（土木）も減少基調を辿ることから、建設廃棄物の発生量も2000年度（平成12年度）のレベルで横ばいあるいは減少するものと推計される。

図2-10 土木工事に伴う建設廃棄物の発生量推計



オ 特定建設資材廃棄物の発生量（まとめ）

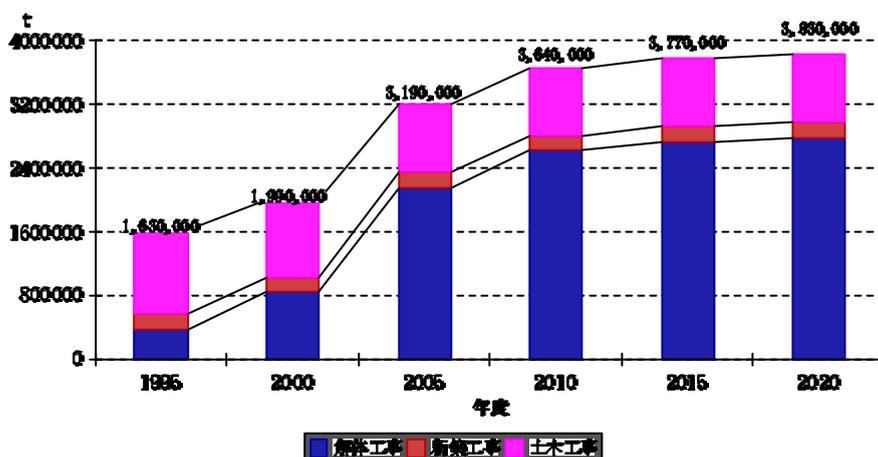
建設廃棄物全体の発生量をまとめると、建築物の解体工事に伴い発生する廃棄物が急増することを受け、全体量は1995年度（平成7年度）から2005年度（平成17年度）までにほぼ倍になると予想される。

また、特定建設資材廃棄物に限ると、コンクリート塊^{注)}の排出量が急増すると予想され、アスファルト・コンクリート塊^{注)}は横ばい、木くず^{注)}は1995年度から2005年度までに3倍に増えるものの構成比では大きいものではない。

注) 特定建設資材廃棄物の区分で、この指針中では次の意義で使っている。

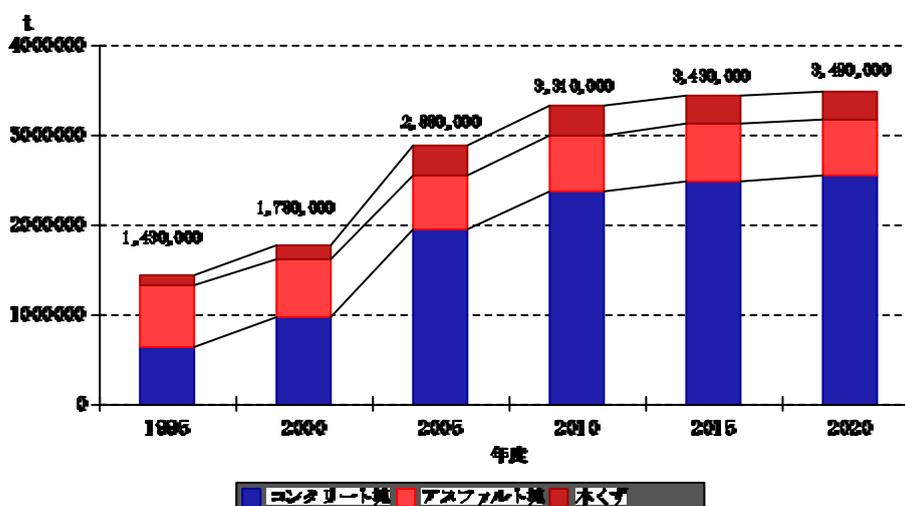
コンクリート塊	コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったもの
木くず	木材が廃棄物になったもの（建設発生木材ともいう）
アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの

図2-11 建設廃棄物の発生量の将来推計



注) 建設発生土は除いてある。

図2-12 特定建設資材廃棄物の発生量の将来推計



(4) 再資源化施設の立地状況及び稼働状況

本県の特定建設資材廃棄物の再資源化施設の立地状況及びその稼働状況（平成12年度末現在）は次のとおりである。

立地的には、東濃圏域における木くずの再資源化施設が1箇所（恵那市）と手薄であり、能力的にも高いものではないことから懸念されるところである。

なお、2005年度（平成17年度）に県内で発生が予想される特定建設資材廃棄物は、能力的には県内の再資源化施設で対応できるという結果が得られたが、工事現場から施設までの距離、時間及びコストあるいは特定建設資材廃棄物以外の産業廃棄物（製材木端、根株など）の動向、県外への持ち出し、県外からの持ち込みは考慮していない。

表2-18-1 再資源化施設の立地状況及び稼働状況

種別 地域	コンクリート塊	アスファルト塊	木くず
岐阜圏域	9	9	3(4)
西濃 "	16	9	2(4)
中濃 "	10	12	3(7)
東濃 "	13	13	1(1)
飛騨 "	8	8	5(5)
合計	56	51	14(21)

注)平成13年3月31日現在

一の施設が種別により複数計上されていることがある。

木くず欄の()内数字は建設資材廃棄物以外の木くずの再資源化施設を含んだもの。
資料)県廃棄物対策課調べ

表2-18-2 再資源化施設の立地状況及び稼働状況

(単位:t)

種別	2005年度排出量	年間処理能力	差引き
コンクリート塊	1,950,000	3,590,000	1,030,000
アスファルト塊	610,000		
木くず	320,000	624,000	304,000

注)年間稼働日数は270日とした。

木くずは0.5t/m³とした。

資料)県廃棄物対策課調べ

(5) 最終処分場の立地状況及び残存容量

本県の最終処分場^{注)}の立地状況及び残存容量は次のとおりである。
環境省の平成10年度の調査によると、全国の最終処分場の残余年数は3.3年でひっ迫した状況が続いている。

注) 産業廃棄物最終処分場についてはその埋め立てられる廃棄物の種類で分類される。

安定型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類(建設廃材)を埋立処分するもの。
管理型	タールピッチ類、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の糞尿、動物の死体及び燃えがら、ばいじん、汚泥、鉱さい等を埋立処分するもの。
遮断型	有害な燃えがら、ばいじん、汚泥等を埋立処分するもの。

表 2 - 1 9 最終処分場の立地状況及び残存容量

(単位 : m³)

	事業者			処理業者		
	安定型	管理型	計	安定型	管理型	計
施設数	3	0	3	11	8	19
全 県	80,800	0	80,800	301,668	604,294	905,962
岐阜圏域	66,800	0	66,800	3,012	-	-
西濃圏域	-	0	-	34,900	21,012	55,912
中濃圏域	0	0	0	235,310	-	-
東濃圏域	0	0	0	-	577,282	-
飛騨圏域	0	0	0	-	0	-

	合 計		
	安定型	管理型	計
施設数	14	8	22
全 県	382,468	604,294	986,762
岐阜圏域	69,812	-	-
西濃圏域	-	21,012	-
中濃圏域	235,310	-	-
東濃圏域	-	577,282	-
飛騨圏域	-	0	-

注) 平成10年3月31日現在

事業者の処分場は法定施設のみ、処理業者の処分場は法定外施設を含んでいる。

資料) 県廃棄物対策課「岐阜県廃棄物処理マスタープラン」

(6) 地域の実情に応じた分別解体等及び再資源化等の方向

本県は、全国に先駆け「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を定め、徹底的な廃棄物の減量化・再資源化を目指した独自の対策を行うなど、廃棄物の増加に伴う処分場の不足や不適正処理などの問題に対して元来積極的に取り組んできた経緯があり、また、建設副産物の再利用率が高いことが示すようにリサイクルに対する取り組みも官民が協力して先進的に行ってきた。

こうした取り組みにもかかわらず、最終処分場の新規設置はここ数年申請すらないという事態が続いており、残余容量のひっ迫は相変わらず深刻な問題である。

こうした状況の中、本県の分別解体等及び再資源化等の方向は、国が平成13年1月に定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（以下「国の基本方針」という。）」に即しながらも、本県の独自の事情（先駆性、進取性、処分場問題）を加味し、本県の廃棄物行政の基本である廃棄物対策5原則（安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結）を念頭に、関係者がそれぞれの立場で、あるいは関係者どうしが連携して分別解体等及び再資源化等により積極的に取り組むことを基本とする。具体的には次に定めるところによる。

ア 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の方向

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の方向としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、次に定めるところによるものとする。

- (ア) 建設資材廃棄物の発生抑制に努めなければならない。
- (イ) 建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用を行わなければならない。
- (ウ) 建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、(イ)による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行わなければならない。
- (エ) 建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるもの又はその可能性のあるものについては、熱回収を行わなければならない。
- (オ) 上記いずれの措置も行われないものについては、適正に最終処分するものとする。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいた適正な処理を行わなければならない。

イ 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

- (ア) 建設資材の製造に携わる者
端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質・品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努力する必要がある。
- (イ) 建築物等の設計に携わる者

端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるように努めるほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(ウ) 発注者

元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(エ) 元請業者

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(オ) 建設工事を施工する者

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(カ) 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(キ) 県

県は、国の施策と相まって、本県の実情に応じ分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するような措置（調査、情報提供、普及・広報等）を講ずるものとする。

(ク) 市町村

国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

ウ 特定建設資材に係る分別解体等の方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術の向上が重要であるほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

エ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

建設資材廃棄物に係る本県の現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

(7) 条例により定める建設工事の規模に関する基準の考え方

ア 国の定める基準の考え方

分別解体等及び再資源化等の実施義務について、全ての建設工事について課すことは、例えば小屋等の小規模な建築物においては、得られる効果と分別解体等及び再資源化等に要するコストを比較して、発注者及び受注者に対する負担が大きすぎると考えられる。

したがって、義務の対象となる建設工事としては、一定量以上の建設資材廃棄物を発生させる建設工事を対象とすることが妥当であると考えられる。

なお、建設工事の規模を検討するに際し、工事の種類に応じて建設資材廃棄物の発生特性が異なるほか、建設リサイクル法を策定するに至った背景である建設廃棄物に関する不法投棄の多さを考慮し、まず建築物の解体工事について十分な量を捕捉できる規模とすることが必要と考えられる。その他の工事に関しては、これをもとにして基準を定めることとする。

(ア) 建築物の解体工事

建築物解体工事については、当該工事から発生する建設資材廃棄物の発生量は、建築物の床面積に比例すると考えられるため、一定量以上の建設資材廃棄物の発生量を捕捉するためには、建築物床面積が一定規模以上の建築物解体工事を対象とすることが適当である。

建築物解体工事に要する費用については、建設資材廃棄物の発生量にかかわらず必要となる固定的な経費や、少量運搬に伴う効率性の低下による運搬費用の増大のため、木造建築物解体工事については1棟当たりの建設資材廃棄物の排出量が一定量(30~40t)以下になると、排出量1tに対する全体工事費用が急激に増加する。すなわち、建築物の規模が大きくなり建設資材廃棄物の排出量が多くなると、この際の解体工事費用は、建設資材廃棄物の排出量と一定の比例関係が認められるが、建築物の規模が小さくなり建設資材廃棄物の排出量が少なくなると、建築物によって費用がばらつく上に、建築物の規模が大きいものに比べて建設資材廃棄物の排出量に対する全体工事費用が割高になる。

この規模、つまり1棟当たりの建設資材廃棄物発生量が30~40tとなる木造建築物解体工事の平均的な床面積70~100㎡以下の建築物解体

工事に、分別解体等及び再資源化等を義務付けることは、それにより得られる効果との関係において、発注者及び受注者に過大な負担を強いおそれがあると考えられる。

表 2 - 2 0 木造建築物排出量
(単位：㎡、t)

床面積	1棟当たり排出量
50	20
70	28
100	40

注) 木造建築物からの建設資材廃棄物発生原単位 = 0.40 t / ㎡

建設資材廃棄物の再資源化等を促進する観点からは、建設資材廃棄物の捕捉量が多いのが望ましいが、一方で法施行の実効性を確実に確保するためには、解体工事届出の一定量以上の確保とその事務処理及び監督・監視等に必要な人員の確保等が必要となる。必要な行政事務量を考慮しつつ、一定水準以上の再資源化効果が得られる基準とすることが望ましいと考えられる。このため、建設資材廃棄物全体の約9割、建築物の棟数の約3分の2を捕捉できる基準として床面積80㎡以上の解体工事とする。なお、建設資材廃棄物の捕捉率は床面積の捕捉率に相当し、行政事務量は棟数の捕捉率に相当するものと考えられる。

表 2 - 2 1 - 1 既存建築物の捕捉床面積比率・棟数比率
(単位：%)

区分	総数	70㎡～	80㎡～	90㎡～	100㎡～
棟数	3670万棟	71.8	64.8	57.1	49.4
床面積	7020百万㎡	94.0	91.3	87.9	84.1

注) 昭和39年以降の着工建築物の平成10年度時点での残存状況の推定値より算定

表 2 - 2 1 - 2 本県の捕捉比率
(単位：%)

区分	総数	70㎡～	80㎡～	90㎡～	100㎡～
棟数	624千棟	75.5	69.6	62.7	55.7
床面積	117百万㎡	94.8	92.5	89.4	85.5

(イ) 建築物の新築工事

建築物新築工事から発生する建設資材廃棄物の特長としては、主に端材として発生すること、解体工事と比較するとその発生原単位(床面積当たりの廃棄物発生量)は約10分の1程度と極めて少ないこと、排出の抑制を図ることが可能であることがあげられる。

そこで、建築物新築工事の対象建設工事の規模の基準については、少量の廃棄物処理による効率性の低下を考慮すると、建築物解体工事と同一の基準とすると発注者及び受注者に過大な負担を強いることになると考えられるため、その規模については建築物解体工事と同量程度の廃棄物が発生する規模とすることが適当であると考えられる。

床面積80㎡以上の建築物解体工事から発生する廃棄物量と同量程度の廃棄物が発生する規模の新築工事の規模は、概ね500㎡以上となる。

表 2 - 2 2 - 1 解体工事発生廃棄物と同量程度の廃棄物を発生させる新築工事

床面積	解体工事			
	70㎡	80㎡	90㎡	100㎡
廃棄物発生量	36 t / 棟	42 t / 棟	49 t / 棟	55 t / 棟

床面積	新築工事			
	500㎡	600㎡	700㎡	1000㎡
廃棄物発生量	44 t / 棟	53 t / 棟	61 t / 棟	87 t / 棟

表 2 - 2 2 - 2 本県の状況

床面積	解体工事			
	70㎡	80㎡	90㎡	100㎡
廃棄物発生量	35 t / 棟	40 t / 棟	45 t / 棟	50 t / 棟

床面積	新築工事			
	500㎡	600㎡	700㎡	1000㎡
廃棄物発生量	26 t / 棟	31 t / 棟	36 t / 棟	51 t / 棟

注) 発生原単位は建設副産物実態調査結果(平成7年度)の数値を利用

(ウ) 建築物の修繕及び模様替

建築物の価値を回復させ又は低下を防ぐ工事である修繕及び模様替は、いずれも床面積の増減を伴わないため建築資材廃棄物が大量に発生する事例は限られるものの、建設工事であることにかわりはないため、その規模については建築物解体工事と同量程度の廃棄物が発生する工事とすることが適当である。

修繕又は模様替において約40tの廃棄物が発生する工事の規模は、概ね工事金額1億円以上の工事である。

(エ) 土木工事

公共工事における先導的な役割を果たすべきことから、公共工事が中心となる土木工事の規模について、民間工事が中心となる建築物解体工事を上回る率で廃棄物を捕捉する規模とすることが必要と考えられる。このため、建築物解体工事の対象工事規模80㎡以上の床面積捕捉率が91%(表2-21-1)であることから、土木工事の基準としては工事金額500万円以上とする必要がある。

表 2 - 2 3 - 1 土木工事規模別の建設資材廃棄物捕捉率

工事規模	500万円	1000万円	1500万円	2500万円
アスファルト塊	96.3	89.4	83.9	72.8
コンクリート塊	96.7	91.0	87.1	79.2
木材	98.3	96.5	95.6	93.7
廃棄物合計	96.6	90.7	86.1	76.8

注) 国土交通省「建設副産物実態調査結果(平成7年度)」

表 2 - 2 3 - 2 本県の捕捉率

工事規模	500万円	1000万円	1500万円	2500万円
アスファルト塊	95.3	84.8	74.3	68.2
コンクリート塊	96.2	89.2	82.6	75.9
木材	93.4	82.4	69.7	42.9
廃棄物合計	95.6	86.3	77.2	70.7

イ 本県の定めるべき基準の考え方

本県における建設工事の規模の基準は次のように考えられる。

解体工事においては、国の基準を適用した場合に捕捉できる建築物の床面積及び棟数ともに全国数値を上回っていること（表 2 - 21 - 2）から、国の基準を上回る基準の導入はいたずらに発注者及び受注者に負担を強いることになりかねないと考えられ、また、新築工事においては、本県は全国に比べて床面積当たりの排出量がそもそも少ないこと（表 2 - 22 - 2）から国の基準を上回る基準の導入は適切でないと考えられること、土木工事においては、既に再資源化が相当進んでおり再資源化等率も高いこと（後掲表 3 - 1）から、いずれの場合も国の定める基準を適用することが適当と考えられる。

(8) 条例により定める距離に関する基準の考え方

ア 国の定める基準の考え方

分別解体等の実施により生じた特定建設資材廃棄物については、その全量が再資源化されることが基本であるが、廃棄物の処理を他人に委託する場合、一部地域では特定建設資源廃棄物の再資源化施設の整備が必ずしも十分でなく、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物の全てについて再資源化を義務付けると、再資源化施設までの運搬費用が著しく高くなることが予想される。

建設リサイクル法は、再資源化等が技術的にも経済的にも可能な建設廃棄物について再資源化の実施を義務付けようとするものであり、運搬費等を全く考慮せずに義務付けを行うことは本法の趣旨と相容れないものである。このため、工事現場から一定距離内に再資源化施設がない場合には、次善の方法として縮減を行うことで足りるとするものである。

表 2 - 2 4 中部 4 県の建設発生木材の搬出量と平均運搬距離

(単位：千 t、km)

		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	地域計	全国
搬出量		112	195	193	68	568	6320
内県外搬出		40	10	10	0	-	-
距離	H 2	16.8	19.9	20.2	19.0	19.4	19.0
	H 7	28.9	14.9	20.7	31.5	21.6	25.3

注) 国土交通省「建設副産物実態調査(平成7年度)」

運搬距離は加重平均値である

特定建設資材廃棄物のうち木くずは、建築物の解体工事及び新築工事に伴い発生し、その施主は個人及び会社・団体が多くを占めていること、特に個人住宅の解体工事の場合には、工事現場に破碎機を設置することは考えづらいためそのまま運搬することになるが、木くずは容積が嵩むことなどから、工事現場の所在地にかかわらず再資源化する義務を負わせることは受注者に過度の負担を強いることになる。したがって、木くずは、工事現場から50km以内の距離に再資源化施設がない場合は、再資源化にかえて適正に縮減を行うことで足りるとする。

イ 本県の定めるべき基準の考え方

本県における木くずに関する距離の基準は次のように考えられる。

県内99市町村毎に、最寄りの再資源化施設の所在市町村の役場までの距離を算出してみると、国の定める基準50kmを超える市町村は3村（板取村 55.2km、明宝村 52km、白川村 58.5km）である。これに、各市町村の世帯数を加味して試算すると、50kmでの捕捉率は99%に達する。

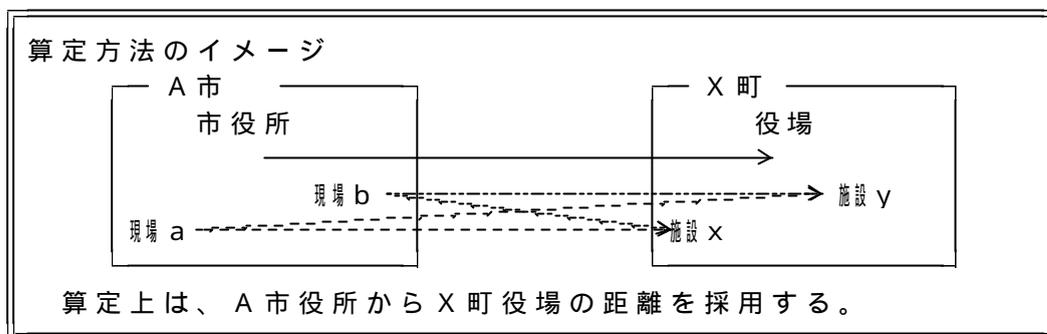


表 2 - 2 5 再資源化施設所在市町村の役場までの距離

距離	所在地	～10km	～20km	～30km	～40km	～50km	50km超
市町村数	14	22	26	21	11	2	3

注) 距離の算定は「岐阜県管内キロ程表」を利用した。

表 2 - 2 6 距離と各市町村世帯数の捕捉率

(単位：世帯、%)

距離	一般世帯総数	～40km	～50km	～60km	～70km
世帯数	643,531	629,112	638,999	642,605	643,531
捕捉率	-	97.8	99.3	99.9	100.0

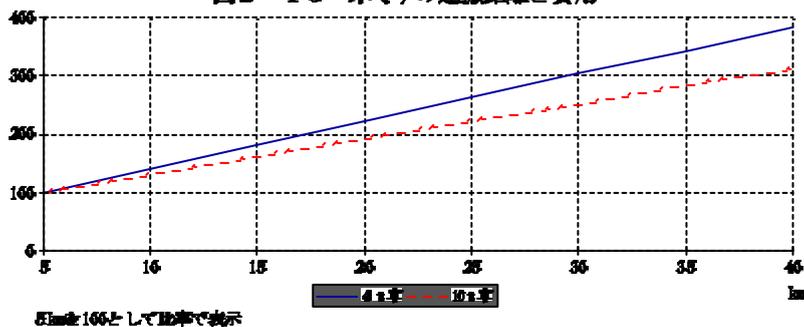
注) 40km以下の世帯数には30km～40km該当11市町村の世帯数の半数を算入してある。他の距離区分も同様の操作をした。

資料) 総務省「平成7年国勢調査」

一方、本県の建設発生木材は近隣他県と異なり県外搬出される量が多く、平均搬出距離も延びていることは、他県と比較して運送費用が高額とはいえないことを意味するが、国の定める基準を上回る基準を設定しても一部地域の住民に負担を強いる以上の再資源化の効果をおげるのは困難と考えられる。

したがって、本県における木くずに関する距離の基準は国の定める基準である50km以内の距離に再資源化施設がない場合とする。

図2-13 木くずの運搬距離と費用



建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

1 地域の社会経済情勢等を踏まえた関係者の役割分担のあり方

(1) 基本的なあり方

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。

建設廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(2) 関係者の役割分担

ア 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。本県の場合は持ち家住宅率が高く、しかも木造一戸建が多いという特徴があるため、個人の住宅所有者の果たす役割は非常に重要である。

イ 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

ウ 建築物等の設計に携わる者

建築物の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

エ 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

オ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

カ 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

キ 市町村

国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

2 排出抑制に特に配慮すべき地域

本県における建設資材廃棄物は、先に特定建設資材廃棄物の発生量の見込み（ - 2 - (3) ）でみたように、近い将来急増するものと推計されるため、全県域でその排出抑制に取り組む必要がある。

種類別にみると、特定建設資材廃棄物のうち、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については再資源化施設の整備が進み、立地的にも能力的にも県下を網羅できる状況にある。

一方、木くずについては、再資源化施設の整備が進んでおり県下の大半の地域を網羅できるものの、再資源化施設の立地又は能力等の事情から中濃地域、郡上地域、中津川恵那地域及び飛騨地域のそれぞれ一部の地域は十分に補完できる状況ではないため、これらの地域では一層排出抑制に取り組む必要がある。

また、その他の建設廃棄物については、特に廃プラスチック及び建設混合廃棄物は県外搬出されることが多いことから、一層の排出抑制に取り組むことが重要である。

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 地域の状況を踏まえた再資源化等の目標等

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

本県における特定建設資材廃棄物の再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊で高く改善されている。それに比べ、建設発生木材の再資源化等率は46%で平成7年度時から改善されていない。

表3-1 本県の特定建設資材廃棄物の再資源化等率

種別	コンクリート塊	建設発生木材	アスファルト・コンクリート塊
平成12年度	99%	46%	100%
平成7年度	89%	46%	84%
平成2年度	60%	84%	74%

資料) 国土交通省「建設副産物実態調査」

本県における特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標は、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に重点的に特定建設資材廃棄物の再資源化等に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率は、次表の左欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

また、上位計画に当たる岐阜県環境基本計画（平成13年3月策定）では、産業廃棄物の減量化・資源化率を平成15年度に93.0%としており、より積極的な取り組みが求められているところである。

特に、県事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整碎石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 建設発生木材

建設発生木材（廃棄物処理法では「木くず」という。）については、そのまま再利用できる品質の良い柱や梁などは少ないことから、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

また、再資源化の技術開発及び用途開発の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

(3) その他の建設資材廃棄物の再資源化等の方向

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

ア 廃プラスチック

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチック（プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。他方、廃プラスチックは種類が多く分別が難しいこと、分別が的確に行われないと再資源化が困難とされていることから、廃プラスチックの再資源化については、経済性の面における制約が小さくなるよう、今後関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

また、建設資材として使用される塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

イ 廃石膏ボード

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボード（石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想される。一方、紙と分離した石膏ボードは安定型最終処分場で埋立処分することができるが、紙が付着したものは管理型最終処分場で埋立処分しなければならないため、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者に

よる積極的な取組が行われることが重要である。

また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

なお、廃石膏ボードは年間約167万t排出され、このうち30～40万tが新築工事に伴い発生する端材、残りが改修・解体工事に伴い発生するが、その2割程度に石綿吸音板が接着されているなど不純物が混入しやすい課題がある。再資源化用途としては、土壌改良材やセメント原料、汚泥の中性固化材の原料等があるが、さらなる技術開発が重要である。

(4) 建設資材廃棄物の適正な処理の方向

再資源化等が困難な建設資材を最終処分する場合は、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があるが、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。）については管理型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物）の廃棄物が混入しないよう分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

ア 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物は、一般に数種類の廃棄物、特に安定型処分品目と管理型処分品目が混合したものをいうが、原則として選別施設で選別し、再資源化又は縮減を図るとともに、適正な埋立処分を行うよう努めることが必要である。

また、管理型最終処分場の状況を勘案して、選別施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 廃畳

廃畳は、肥料化あるいは熱回収する以外に再資源化用途が乏しいが、近年、稲わら畳床といぐさ畳表に代わり、建材畳床（ポリスチレン、ファイバー等）や化学繊維畳表が増加しており、これらの肥料化は困難であることから、適正に焼却し、燃えがらについても適正な埋立処分を行う必要がある。

ウ 廃瓦

廃瓦は、分別後安定型最終処分場で埋立処分を行うことが一般的である。再資源化用途として再生瓦とする技術が確立されているが、県内の減量化施設は極めて限定されるなどの課題がある。

エ 有害物質

建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類及び非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止するよう努める必要がある。

また、防腐・防蟻のために木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐材をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性のある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにするため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。

2 再資源化施設の立地を特に促進すべき地域

本県における建設資材廃棄物は、先に特定建設資材廃棄物の発生量の見込み（ - 2 - (3) ）でみたように、近い将来急増するものと推計されるため、再資源化施設の新規整備及び既存施設の効率的稼働を推進する措置を講ずるよう努める必要がある。

種類別にみると、特定建設資材廃棄物のうち、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については再資源化施設の整備が進み、県全域を網羅できる状況にある。

建設発生木材については、再資源化施設の整備が相当程度進み県下の大半の地域を網羅しているが、未だ施設数及び処理能力に限られる地域や再資源化施設までの距離が相当程度あり運搬費が増嵩すると予想される地域があり、県全域を十分に補完できる状況ではない。特に、再資源化施設の立地を促進すべき地域として、中濃地域、郡上地域、中津川恵那地域及び飛騨地域のうちそれぞれ一部の地域があげられる。

再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 基本的な考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 建設工事を施工する者

建設工事を施行する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(4) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(5) 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供及び普及啓発に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

(6) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 公共事業における利用の目標

県事業においては、国等による環境物品等の調達^注の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）の趣旨^注を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現

場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

木質コンクリート型砕材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえて利用量の増大に努める。

また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要がある。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じて取組を行う必要がある。

注) グリーン購入法は、国等の公共部門における環境負荷の少ない物品・役務の調達を推進や情報提供の充実を制度化したもので、地方公共団体にも努力義務が課されている。

また、特に重点的に調達を推進すべき特定調達品目のうちに「公共工事」が選定され、資材・建設工事について11品目が指定されているところである。

4 地域の産業における利用の方向

本県においては、県内で発生する廃棄物を使用し県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県廃棄物リサイクル認定製品(平成9年6月制定)」として認定(平成12年度末現在 44社60製品)し、県事業において優先利用するとともに、市町村や事業者にも利用を呼びかけている。今後は、さらに認定製品を増やすとともに、製品の利用拡大を促進するよう必要な措置を講ずることとする。

また、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用について、県民や事業者、行政のそれぞれ自主的かつ積極的な取組を促進するため「岐阜県循環型社会形成推進協議会(平成13年8月設置)」を設け、連携して新しい循環システムの検討を行うなど、各界各層が協働して循環型社会を実現できるよう必要な措置を講ずることが重要である。

分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

1 地域での学校・社会教育における普及方策

21世紀は環境の世紀と呼ばれるほど、現在、環境に対する関心は高まっている。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、ダイオキシン、PCBなど深刻な問題を解決していくには、社会や経済の仕組みを変革するほかはなく、そのためには県民一人ひとりが日常の行動と環境との関係に理解と認識を深め、自らの生活行動を見直し、環境に配慮したライフスタイルが定着していくようにすることが重要である。

このため、本県においては、岐阜県環境教育基本方針（平成4年度策定）に基づき、市町村及び関係機関と協力して、学校、地域、家庭等それぞれの場における環境教育・環境学習を促進してきた。今後とも、他の環境問題とともに、環境の保全に資するものとして分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の促進について、環境教育・環境学習の中でその意義を広め、理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地域での広報・啓発活動に関する方策

分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の促進の意義に関する知識について、広く県民に情報提供することが重要で、新聞、テレビ、ラジオ、県及び市町村の広報誌等各種媒体を活用し、地域の婦人会連合会等の市民組織の協力を得るなどにより広報・啓発に努める必要がある。

また、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等においては、実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であり、特に、この義務を適正に実施するためには、分別解体等及び再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、県は、発注者及び受注者が分別解体等及び再資源化等の義務を理解し、この義務を適正に果たすことができるよう、関係機関及び関係団体等と連携し、講習会の実施や資料の提供等を行い正しい知識の普及が図られるよう努める必要がある。